

# 廃棄物処理2007

3年前期(選択)科目  
環境システム学科 宮脇健太郎  
第7回 埋立処分(1)

1

## 日の出町二ツ塚処分場(2007.6.5)



2

## 埋立処分の役割とあり方

- 埋立処分とは
  - 循環利用に伴って発生する**固形残渣物**
  - 適正処分される**固形廃棄物**
  - 大気・水質や人の生活環境に悪影響を与えない
  - 土圏中で**安定化**させること
  - **持続可能性** → 20～30年で安定化(1世代)

3

## 歴史

- **オープンダンピング** 窪地や湿地に投棄
- **衛生埋立** 悪臭, 蠅など対策で覆土(20世紀中ごろ)
  - 当初 浸出水は地下浸透し自然減衰
  - 廃棄物量の増大, 公害規制 → 環境汚染
- **工学的な埋立地** 遮水工, 浸出水集排水・処理
  - 欧米と日本では異なった進歩

4

## 欧米の埋立処分

- 嫌気性分解 → メタンガス回収
- 地下水汚染防止 → 不透水性トップカバー
- 底部 遮水工
- 封じ込め型 (containment type) 埋立地
- 安定化に数百年, 現在前処理などを実施

5

## 日本の埋立処分

- 埋立地内部を広く好気状態 → 早期安定化
- 準好気性埋立 国内標準
- 焼却率が高い → 埋立物の無機化
- さらに準好気性埋立構造の効果
- 浸出水の安定化は, 早い
- 重金属や溶出成分による生態影響への検討

6

## 埋立地の現状

- 環境汚染問題, 疑惑
- 建設に対して周辺の住民が反対するが多い
- 埋立地建設・管理技術 → 高度化
- 短期間安定化, 環境リスクをゼロに?  
→ 最終安定化物埋立地の提案
- コスト, エネルギーが必要  
→ 少量の有機物・重金属を埋立が良い?

7

## 埋立地内で起きる現象

- 水分
  - 降雨→埋立層→有機物分解, 汚濁, →浸出水
- ガス
  - 土壌微生物 → 有機物のガス化反応  
→ 埋立ガス

### 浸出水の発生

- 表面水: 覆土や廃棄物表面
- 浸入水: 地表面から内部へ
- 浸透水: 埋立層内を流下(複雑な流れ)
  - 汚濁汚染物質が洗い出される → 浸出水
  - 年間平均浸出係数(=浸出水量/降雨水量) 約0.5

8

## 微生物反応

- 有機物の好気性分解反応
- 有機物の加水分解反応(酸発酵)
- 揮発性有機酸からのメタン生成反応(メタン発酵)
- 硫酸還元反応
- 硝化・脱窒反応

9



## 重金属固定, 埋立ガス

- 重金属イオンの固定
  - 硫化物イオン, 炭酸イオンとの沈殿反応
  - 土壌, 鉄化合物などの吸着力
- 埋立ガスの拡散移動
  - 炭酸ガス, メタンガス(有機物の分解から)
  - アンモニア, 硫化水素ガス, 揮発性有機物質など微量成分
  - ガス化 ガス圧が上昇 圧力勾配でガス抜きから流出
  - 埋立層内, 土壌中を濃度差により拡散移動
  - 埋立ガス量 ごみ中有機物量に依存  $10\sim 0.1\text{m}^3/(\text{年}\cdot\text{m}^3\text{ごみ層})$

11

## 埋立処分場と環境問題

- 浸出水による河川や地下水の水質汚染
- 埋立ガスによる大気汚染, 地球温暖化, 火災, 植生の枯れ, 悪臭
- 廃棄物飛散による土壌汚染
- 運搬車両, 埋立重機による騒音・振動
- 埋立地を含めた景観の悪化

12

## 健康リスクと最終処分場の形態

- 有害性・環境汚染性には大きな幅
- 3種類の処分場
  - 遮断型, 管理型, 安定型(廃棄物学教科書参照)
- 基準
  - 構造基準, 維持管理基準, 廃止基準(資料の表)
- 一般廃棄物最終処分場は管理型と同じ
- 廃油(タールピッチ類を除く), 廃酸, 廃アルカリは埋立禁止

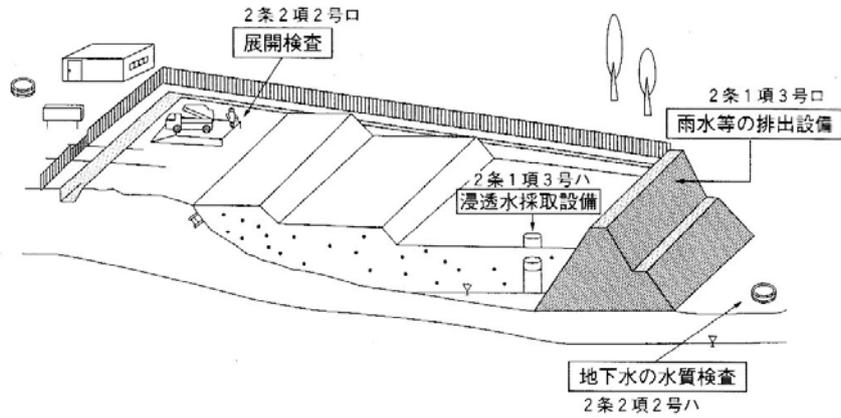
13

## 埋立処分場の特徴

- 安定型最終処分場
  - 貯留構造物・覆土のみ, 浸出水処理不要
  - 安定5品目
- 遮断型最終処分場
  - 有害な産業廃棄物 大きな健康リスク
  - 永久管理(これが問題)
- 管理型最終処分場(都市ごみ埋立処分場)
  - 有害性が無いが, 環境汚濁有り

14

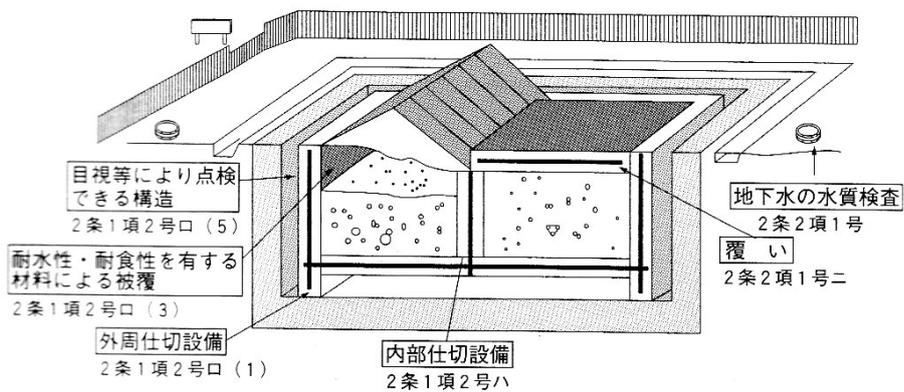
## 安定型最終処分場



15

## 遮断型最終処分場

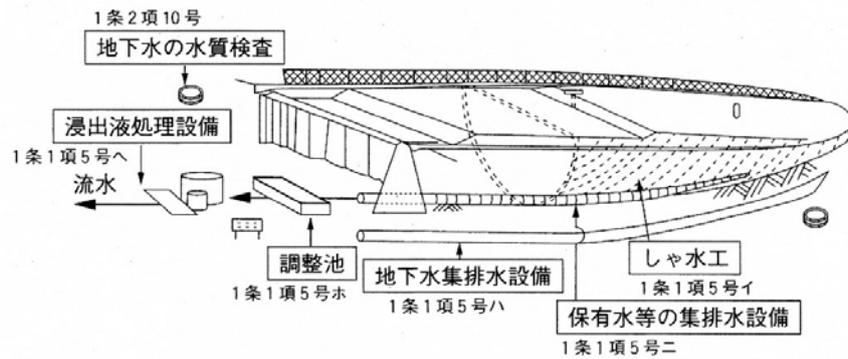
### ■ 有害廃棄物のための処分場



16

## 管理型最終処分場(都市ごみ埋立地)

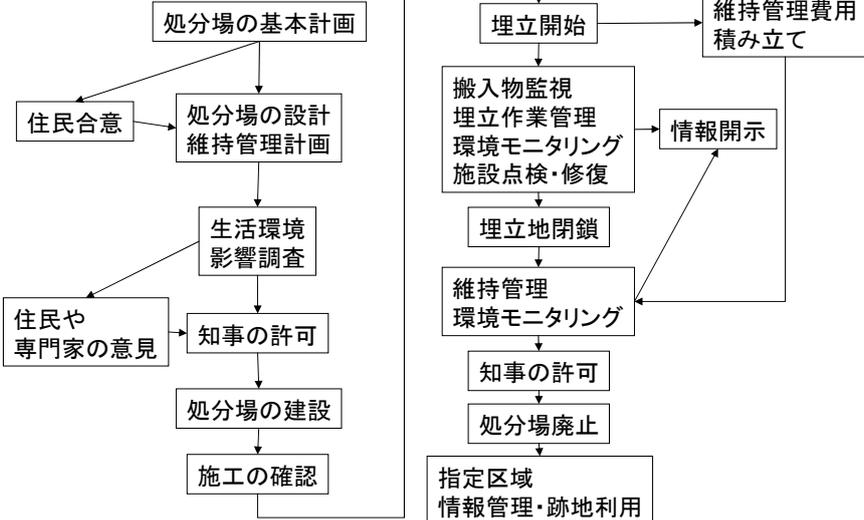
- 有害性が無いが、環境を汚染する可能性がある廃棄物を埋立処分



17



## 埋立処分場のライフサイクル



19

## 埋立処分場のライフサイクル(1)

- 廃棄物処理計画における埋立処分計画の決定
  - 埋立物の量と質(物理組成, 有害成分量)
  - 処分計画 → 概略設計, 必要面積, コスト, エネルギー消費量, 炭酸ガス排出量など評価指標
- 用地選定と生活環境影響評価
  - 用地として候補地を複数選択, 環境調査・水文地質調査
  - 種々の比較評価法で選定
  - 法的な許可手続き
  - 出来るだけ早い時期からの住民参加が重要

20

## 埋立処分場のライフサイクル(2)

- 埋立処分場設計・建設
  - 詳細水文・土質調査, 設計, 建設
  - 施工管理・記録保管が重要
- 埋立処分場運営・維持管理
  - 搬入管理, 埋立作業, 施設維持管理, 環境モニタリング
  - 計画策定, 実行, 記録, 情報公開
- 閉鎖(埋立終了)
  - 最終覆土, 届出台帳制度で埋立跡地

21

## 埋立処分場のライフサイクル(3)

- 埋立跡地管理
  - 浸出水, 埋立ガスの発生, 安定化が進行中
  - 水処理, 環境モニタリングも継続
- 埋立処分場廃止(維持管理終了)
  - 浸出水, ガスなどが安定化 → 廃止基準合致
  - 埋立処分場の廃止が許可(知事)
  - 埋立処分場の各種記録を保持し, 指定区域として指定される。(廃棄物処理法上で管理が続く)

22

## 埋立処分場のライフサイクル(3)

- 跡地利用
  - 指定区域となり, 表面利用は可能である。内部に触れる(掘削など)場合は土壌汚染対策法同様に, 届出が必要
- 最終的な安定化, 土壌還元
  - 環境に影響を与えない状態, 土圏内の成分  
→ 真に最終処分場でなくなる。

23

## 生活環境影響調査

- すべての施設で義務付けられる
- 計画段階で, 施設の運転が周辺地域の生活環境に及ぼす影響をあらかじめ調査
- 地域ごとの生活環境に配慮したきめ細かな対策を検討
- 生活環境影響調査書
  - 調査事項の整理
  - 調査対象地域の設定
  - 現況把握
  - 予測
  - 影響の分析

24

## 調査から申請の流れ

### ■ 民間

- 知事へ申請書提出
- 生活環境影響調査書の縦覧
- 住民・市町村長・専門家の意見聴取  
→ 許可

### ■ 市町村

- 生活環境影響調査書の公示, 縦覧
- 関係住民からの意見書(条例で規定)
- 知事へ届出